

第二明星学園短期入所事業 所 上益城郡御船町大字小坂 2140 番地の 1	社会福祉法人 御陽会 上益城郡御船町大字小坂 2140 番地の 1 武元 典次郎	平成 15 年 3 月 18 日	43000300045134	児童短期入 所
天水生命学園短期入所事業 所 玉名郡天水町大字小天 6640 番地	社会福祉法人 若宮福祉会 玉名郡天水町大字小天 6640 番地 國友 多賀夫	平成 15 年 3 月 18 日	43000300047130	児童短期入 所

熊本県告示第 325 号

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱の一部を改正する要綱
熊本県産業開発青年隊訓練所実施要綱（昭和 42 年熊本県告示第 1002 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「50 人」を「40 人」に改める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 326 号

一級河川白川水系黒川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項第 3 号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県阿蘇地域振興局土木部維持管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

次の図面の茶色又は水色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の区域以外の区域
（図面省略）

熊本県告示第 327 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
サンエス設備機器株式会社 熊本市黒髪一丁目 8-34	サンエス設備機器株式会社	平成 15 年 3 月 18 日

熊本県告示第 328 号

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和 63 年熊本県告示第 243 号）の一部を次のように改正し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 条中「熊本県公害防止条例」を「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に改める。
別表 3 荒尾市の項測定局の欄中「西原児童公園」を削り、同項設置場所の欄中「荒尾市西原町一丁目 16-1」を削る。

熊本県告示第 329 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 15 年 3 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子